

大阪市の再就職等規制

(令和5年5月)

大阪市総務局人事部人事課

第11版

はじめに

大阪市では、平成24年に「大阪市職員基本条例」、「職員の退職管理に関する条例」を制定し、市民の疑念や不信を招くような行為の防止、及び公務の公正性・市民の信頼確保を図るため、職員の退職後の再就職等の適正管理に努めています。

平成28年4月には、地方公務員法が改正され、退職管理に関する規定（再就職者からの働きかけの禁止）の一部については、法に基づくものとなっています。

また、平成29年9月には、これまでの取組みを更に推進するため、「大阪市職員基本条例」及び「職員の退職管理に関する条例」を改正し、勤続20年未満の管理職職員を再就職規制及び届出の対象に追加しました。

既退職者及び在職者の皆様におかれましては、条例等の趣旨をふまえ、職員の退職管理及び市政全般に対する市民の皆様の信頼確保にご協力いただきますようお願いいたします。

目次

再就職等規制のポイント	1
1. 外郭団体等への再就職禁止	2
大阪市人材データベースとは	6
2. 職員による再就職のあっせんの禁止	9
3. 再就職者による働きかけの禁止	10
4. 再就職の届出	12

○関連条例、詳細については、
大阪市ホームページ(総務局)にも掲載しています。

問合せ先 : 大阪市役所総務局人事部人事課
又は各所属人事担当部署

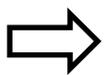
T E L : 06-6208-7515 【総務局人事部人事課】

再就職等規制のポイント



1. 外郭団体等への再就職の禁止

(大阪市職員基本条例第47条)



勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者は、退職後、大阪市職員基本条例第47条第1項各号及び第2項に掲げる法人その他の団体に就職することはできません。(ただし、市長の承認を受けた場合を除きます。(P.2参照))



2. 職員による再就職のあっせんの禁止

(大阪市職員基本条例第48条、
職員の退職管理に関する条例第7条)



職員は、他の職員又は職員であった者を、本市その他の公共団体以外のものに就職させるために情報の提供や情報の提供依頼等を行ってははいけません。



3. 再就職者による働きかけの禁止

(地方公務員法第38条の2、
職員の退職管理に関する条例第3条)



再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう(しないよう)に、要求又は依頼を行ってははいけません。

1. 外郭団体等への再就職禁止

勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者は、退職後、次の5分類に当てはまる法人その他の団体に就職することはできません。

1 外郭団体

2 職員を派遣している団体

3 外郭団体の子法人

4 市が財政的援助をしている法人

- ア 出資・出えん、貸付金を市から受けている法人
- イ 過去2年間のいずれかの年度において、300万円以上の負担金、補助金、交付金を市から受けている法人

5 離職前5年間に携わった行政上の権限行使に係る法人(離職後2年間)

対象者:退職(予定)時の職位が局長級～係長級である者
規制期間:離職後2年間
権限内容:「審査基準」・「不利益処分基準」が定められている権限(※)

分類1～4(大阪市職員基本条例第47条第1項第1号～4号)
分類5(大阪市職員基本条例第47条第2項)

※審査基準・不利益処分基準は大阪市HPに掲載
(市政>方針・条例>条例・広報>条例・規則など)



ただし、上記5分類に該当する場合であっても、市長が人事監察委員会の意見を聴き、公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認する場合には、就職することができます。(大阪市職員基本条例第47条第3項)



上記5分類の法人への再就職を希望する場合には、事前に再就職承認申請が必要です。P.3のフローチャートを確認のうえ、P.4の申請手続きを必ず行ってください。

本市離職後に再就職をお考えの方へ

大阪市職員基本条例では、大阪市での勤続が20年以上である者又は管理職に就いたことのある者は、離職後、条例で定める法人(以下「再就職禁止団体」という。)へ就職することができない(以下「再就職規制」という。)とされています。

本市を離職後、再就職をお考えの方は必ず次のとおり必要な手続きをご確認いただき、手続き漏れ等が生じないようにご注意ください。

再就職をご検討される場合にご確認ください。

①ご自身が規制の対象かどうか

- ・勤続20年以上である
- ・管理職手当の支給を受ける管理職となったことがある。

いずれも該当しない

再就職規制対象外です。

どちらかに該当する

②希望する再就職先が再就職禁止団体に該当するかどうか

- ・総務局ホームページ「職員の退職管理について」に再就職禁止団体一覧を掲載しています。
- ・禁止団体の指定は法人及び団体に対して行います。事業所名などで検索せず、必ず法人及び団体名で検索してください。

該当する

該当しない

再就職規制対象です

- ・再就職禁止団体に再就職を行うには市長の承認が必要です。
- ・承認を得る前であっても、選考申込み、筆記選考、面接選考についてはお受けいただけます。しかし、採用予定日の前日までに市長の承認を得られない場合又は不承認の場合は、速やかに採用内定又は採用選考を辞退していただく必要があります。
- ・また、市長の承認を得た上で再就職した際、離職後5年間は再就職の届出義務がありますので、退職時の所属人事担当へ連絡してください。

該当する

③権限行使法人に該当するかどうか

- ・退職前5年間に行政上の権限行使を行った法人である。

該当しない

再就職規制対象外です

- ・離職後5年間は再就職の届出義務がありますので、退職時の所属人事担当へ連絡してください。

注意事項

市長の再就職承認手続きについては、申請受理後、人事監察委員会へ諮問ののち承認について判定されます。手続きには1月以上の時間を要することもありますので、ご注意ください。

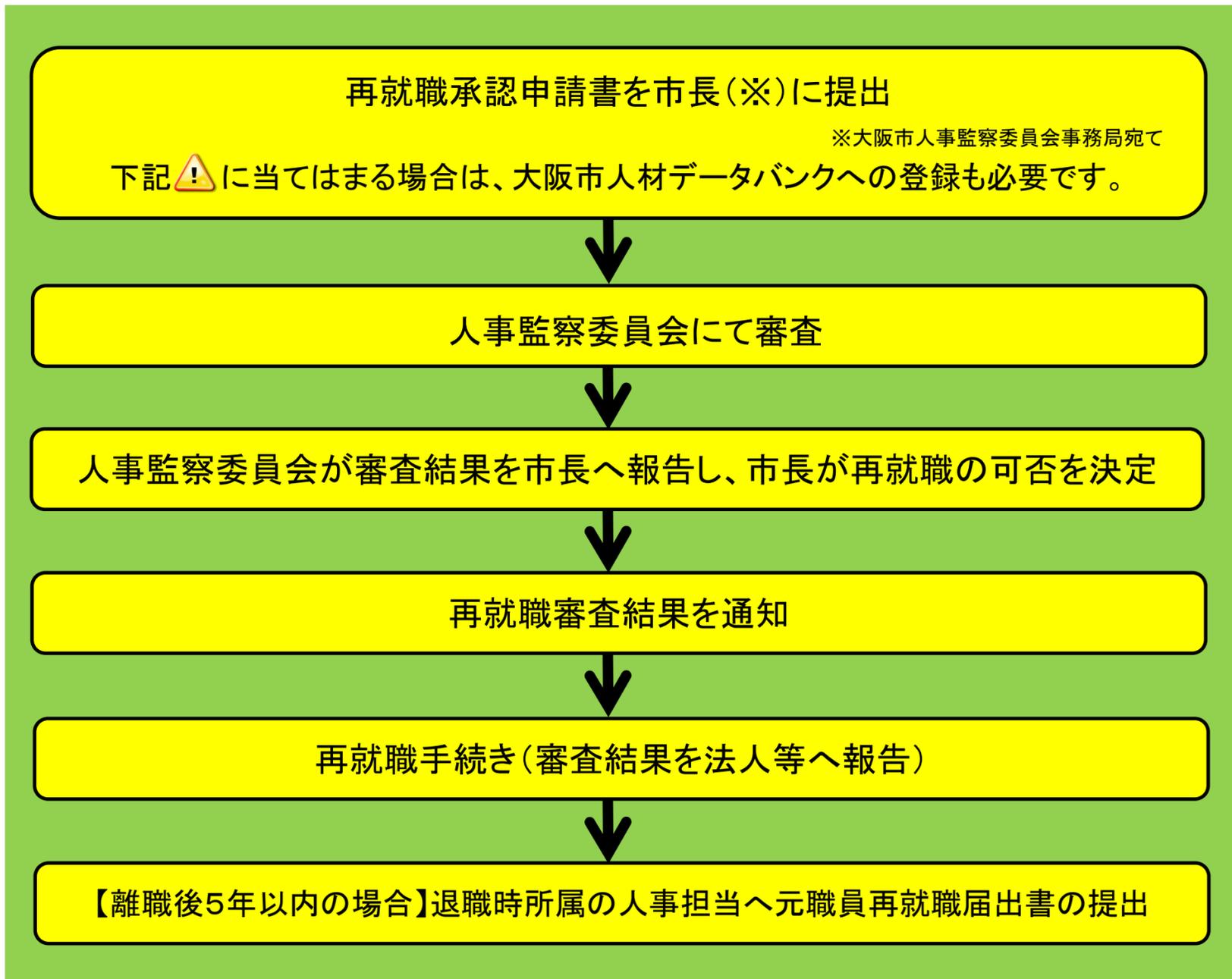
必要な手続きを経ず再就職を行った場合は、本人の氏名及び再就職先の名称等が公表されることとなります。

参考

- 総務局ホームページURL <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/index.html>
- 再就職禁止団体を調べるときは
⇒ 職員の退職管理について <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000171445.html>
- 市長の承認申請に関する様式・手続きについて
⇒ 市OB職員で再就職する方へ <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000368780.html>

市長への承認申請の流れ

※承認を得る前であっても、面接選考等についてはお受けいただけます。ただし、採用予定日の前日までに市長の承認を得られない場合又は不承認の場合は、速やかに採用内定又は採用選考を辞退してください。



次の3分類に該当する法人等へ就職を希望する場合は、必ず **人材データベース** を利用しなければなりません。

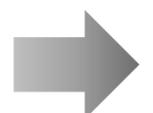
(大阪市職員基本条例第47条第5項)

- 1 外郭団体
- 2 職員を派遣している団体
- 3 外郭団体の子法人

人材データベースの登録については、P.8を参照



申請手続きについてはこちらを参照 ⇒ 市OB職員で再就職する方へ
(大阪市HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000368780.html>



違反行為が認められた場合、**違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称が公表**されます。(大阪市職員基本条例第53条)



再就職承認手続き漏れについて

本人の制度誤認等により本来必要である手続きを経ずに再就職した事案が発生しております。個別の事案について再就職にいたる経過を調査し、人事監察委員会へ諮問した結果、事後的に承認相当とされましたが、以後同様の誤認等による手続き漏れは原則として公表を前提とすること、また同様の手続き漏れが起こらないよう、規制・手続きの再周知が必要との意見が附されました。



平成29年度から令和4年度まで、本来必要である再就職の手続きをせずに再就職を行った事案が毎年発生しています！！
今一度、手続きについてご確認ください！！(P.3)

手続き漏れ内容



事案①(外郭団体)

当該職員が、人材データバンクの利用申込みを再就職承認手続きと錯誤し、法人側も同様の錯誤をした結果、適正に手続きが行われなかったもの。



事案②(財政的援助法人※)

※本市が補助金等を支出している団体

当該職員は、自身が再就職を希望する法人が再就職規制の対象と認識しておらず、必要な手続きを行わなかった。また、法人側も制度について誤った理解をしており、申込者の選考にあたり市長の承認が必要と認識していなかったもの。(法人側は、補助金等を受けている事業への雇用に対し規制が働くと考えており、補助金と職員を募集していた事業との関連が無かったことから不要と錯誤した。)



事案③(財政的援助法人※)

※本市が補助金等を支出している団体

当該職員は、退職時所属から退職管理に関する規制・手続きについて説明を受け、本市HPに掲載の再就職禁止団体一覧から再就職禁止団体の確認を行ったものの、一覧には法人名しか掲載されておらず、自身が勤務する施設名称で一覧を確認したため、当該法人が再就職審査不要の法人と錯誤したもの。

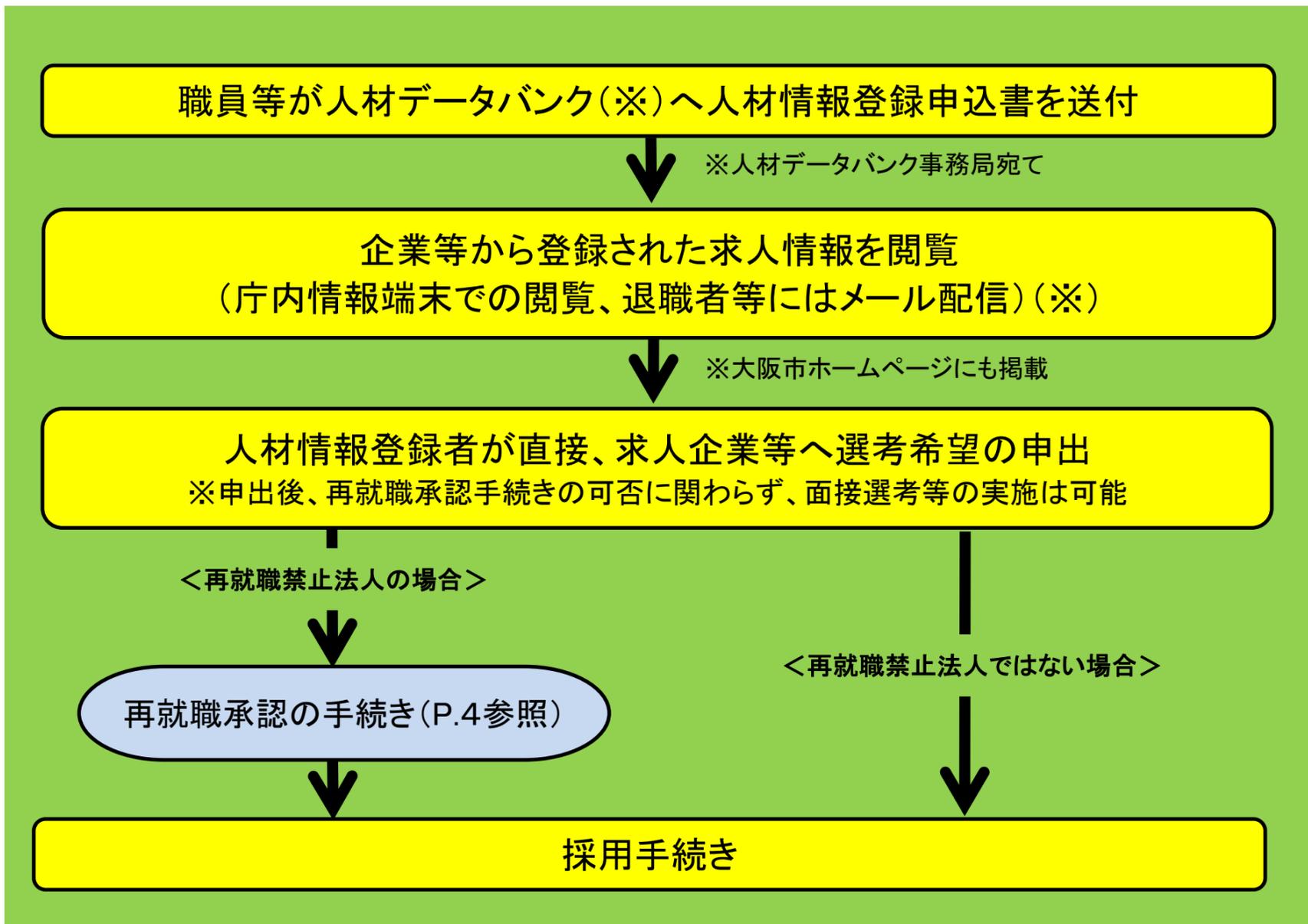


大阪市人材データベースとは

職員の退職管理に関する条例第2条の規定に基づき、再就職の支援として求人企業等の情報を提供するもの

※退職予定者及び退職者の再就職を保証するものではなく、
求人企業等に対して退職予定者等をあつせんするものでもありません。

人材データベースの利用方法 (大阪市人材データベース実施要綱、以下「要綱」という。)



採用が内定した場合、職員等は「就職内定報告書」、求人企業等は「採用内定通知書」を提出しなければなりません。

(要綱第5条第3項、第4項)

※人材データベースへの人材情報の登録により、再就職が保証されるものではありません。

人材データベースの登録対象者・手続き等について

人材情報の登録対象者

- (1) 勤続期間が20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者（要綱第3条第1項第1号）
- (2) 組織の改廃等により分限免職の対象となり得る者（要綱第3条第1項第2号）



ただし、懲戒免職処分を受けた者は登録できません。
(要綱第3条第2項)

求人情報の登録対象企業等

上記登録者を採用する意向のある企業等
(要綱第4条第1項)

※ 登録された人材情報又は求人情報について、登録を継続することが適当でないと認められるときは、当該登録を抹消することがあります。（要綱第3条第5項、第4条第3項）

人材情報登録手続き

手順1 「人材情報登録申込書」を作成

人材情報登録申込書についてはこちらを参照 ⇒ 人材データバンク制度について
(大阪市HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000108506.html>

手順2 手順1で作成した「人材情報登録申込書」を大阪市 人材データバンク事務局宛てにメールで送信

ojd-bank@city.osaka.lg.jp



なお、再就職禁止団体への就職活動を行う際は、
別途、再就職承認申請手続きが必要です。
上記の手続きは人材データバンクへの人材登録であり、
再就職承認申請とは異なりますのでご注意ください。

求人情報閲覧方法

求人情報は、新着の求人がある場合に庁内ポータルに掲載します。
(原則火曜日(開庁日に限る。)更新)

庁内ポータル>所属サイト>総務局>求人情報登録一覧表

※求人情報は、大阪市ホームページでも公表しています。



退職、派遣等により庁内ポータルを閲覧できない環境にある方のうち、
メール配信を希望する方については、求人情報を配信します。
メール配信にあたっての手続きは下記のとおりです。

手順 大阪市人材データバンク事務局宛てに、

ojd-bank@city.osaka.lg.jp 以下の記載事項をメールで送信

【記載事項】

件名 : 求人情報メール希望

本文 : ① 所属(退職時)、② 職員番号、③ 氏名、

④ 送付を希望する指定メールアドレス

※人材情報登録と同時に手続きいただくことが可能です。その場合も、件名を
「求人情報メール希望」とし、必ず本文中に配信先アドレスを指定してください。

2. 職員による再就職のあっせんの禁止



再就職のあっせんとは

(大阪市職員基本条例第48条、職員の退職管理に関する条例第7条)

職員が、営利企業等に対し、
『他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせること』を目的としてする、以下に掲げる行為

- ① 職員又は職員であった者に関する情報を提供すること
- ② 営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼すること
- ③ 職員又は職員であった者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること



職員

他の職員やOBを
再就職させたい

条例に掲げる行為



営利企業等

ただし、職員が行う次に掲げる行為は、再就職のあっせんに該当しません。
(職員の退職管理に関する条例第7条第2項各号)

- 人材データベース制度により再就職支援を行う場合
- 職業安定法等の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 組織の改廃等による分限免職の対象となり得る者に対する再就職支援を行う場合
- 職員を退職派遣するための事務として行う場合



規制違反が疑われる場合、任命権者や人事監察委員会
による調査が行われます。(大阪市職員基本条例第49条～第52条)

調査の結果、違反行為が認められた場合

違反者の氏名及び違反行為に係る
法人の名称を公表
(大阪市職員基本条例第53条)

懲戒処分の対象

3. 再就職者による働きかけの禁止



働きかけとは

(地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第3条)

再就職者が職員に対して、職務上の行為をするよう(しないよう)に要求又は依頼をすること



再就職

再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう(しないよう)に、要求又は依頼を行ってはならない。(地方公務員法第38条の2第1項・第4項・第5項、職員の退職管理に関する条例第3条第1項) 下記詳細



職員

職員は再就職者からの働きかけに応じてはならない。(職員の退職管理に関する条例第3条第2項～第4項)



働きかけを受けた職員は、人事委員会に届出をしなければなりません。(地方公務員法第38条の2第7項)

対象者	相手方	職務の内容	期間
全ての再就職者	退職前5年間に在職していた執行機関の組織※1の職員	契約等事務※2であって、退職前5年間の職務に属するもの	離職後2年間
	在職していた執行機関の組織※1の職員	本市と再就職企業間における自ら締結・決定した契約・処分	期限なし
(上記に加えて)管理職経験のある再就職者	管理職在職時の執行機関の組織※1の職員	契約等事務※2であって、管理職在職時の職務に関するもの	離職後2年間

※1 執行機関の組織 … 区・局・室等の組織

※2 契約等事務 … 本市と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や、前者から後者に対して行われる処分(許認可等)に関する事務



働きかけに該当しない場合とは

(地方公務員法第38条の2第6項各号)

第6項各号

- 第1号 試験・検査・検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 第2号 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 第3号 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 第4号 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 第5号 公開情報の提供を求める場合
- 第6号 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合



規制違反者には罰則が適用されます。

(地方公務員法第60条、第64条)

再就職者への罰則

働きかけを行った再就職者は
【10万円以下の過料】
(地方公務員法第64条)

不正な行為を行うよう働きかけた再就職者は
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
(地方公務員法第60条)

職員への罰則

働きかけに応じた職員は
【懲戒処分の対象】

働きかけに応じて不正な行為を行った職員は
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
(地方公務員法第60条)

4. 再就職の届出



勤続期間が20年以上又は管理職の職員であった方は、退職後5年間に再就職の届出が必要です。

(職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条)

- ➔ 勤続期間が20年以上又は管理職の職員であった方が、**退職後5年間に再就職(再々就職含む)**した場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、「元職員再就職届出書」の提出が必要です。
- また、再就職(再々就職含む)先での役職変更があった場合等にも提出が必要です。

「元職員再就職届出書」は、**退職時の所属**へ提出してください。



規制違反者には罰則が適用されます。

(職員の退職管理に関する条例第8条)

届出をしなかった者・虚偽の届出をした者への罰則

【10万円以下の過料】